2017 年 1 月 18 日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

—工商行政関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第435号)

国家工商行政管理総局、 登記抹消で簡易手続が選択可能に 商事制度改革の一環で

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家工商行政管理総局は、2016 年 12 月 26 日付で『企業簡易抹消登記改革を全面的に推進することに 関する指導意見』(工商企注字[2016] 253 号、以下『253 号指導意見』という)を公布しました。営業許可証取得後に経営活動を展開していない、登記抹消の申請以前に債権・債務が生じていない、もしくは債権・債務の清算が完了している有限責任会社等は、企業登記の抹消の際、簡易抹消手続を選択することが可能となります。『253 号指導意見』は 2017 年 3 月 1 日より全国で施行されます。

□ 一部地域での試行から全国へ展開

『253 号指導意見』の冒頭にある、『国務院による市場の公平な競争を促進し市場の正常な秩序を擁護することに関する若干の意見』(国発[2014]20号、以下『20号意見』という)、『国務院による 2016 年行政簡素化・権限委譲、開放・管理の結合、サービス最適化の改革を推進する業務要点の印刷・配布に関する通達』(国発[2016]30号、以下『30号通達』という)等により、近年、商事制度改革が着々と進められています。2016年には、6月30日付で国務院弁公庁が『「五証合一、一照一碼」登記制度改革の加速推進に関する通達』(国弁発[2016]53号) 「を公布して企業の登録・登記に関する手続等の簡素化を図り、国家工商行政管理総局は10月18日付の『工商総局による企業名称データベースを開放し企業名称登記管理改革の秩序ある推進に関する指導意見』(工商企注字[2016]203号) ²により企業名称登記の利便性を向上させています。

市場参入の効率化が進む一方、市場退出(企業登記抹消)においては全国規模での改革が実施されておらず、複数の部門にわたる複雑な手続を要することで市場の効率化を妨げていました。このような状

¹ 「国弁発[2016]53号」の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 425号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0440-XF-0105.pdf

² 「工商企注字[2016]203 号」の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 431 号をご参照ください。以下の URL より ダウンロードできます。⇒ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0447-XF-0105.pdf

況に対して、商事制度改革の推進と市場退出メカニズムを改善するため、『20 号意見』等に基づいて、 上海市浦東新区、江蘇省塩城市、寧波市、深圳市を始め、天津市、浙江省、広東省、瀋陽市等の地域で は、債権・債務がない等の企業を対象に、2015 年から簡易抹消手続の試行を開始しています。『253 号指 導意見』は、『20 号意見』および『30 号通達』に基づき、一部地域で試行されていた簡易抹消手続を全 国展開するものです。

□ 手続、提出書類を簡略化

条件に合致する企業は、従来の抹消手続か 簡易抹消手続を選択することが可能になり ます。その適用範囲は図表をご参照ください。

簡易抹消手続を選択する企業は、まず国家 企業信用情報開示システムの「簡易抹消公 告」にて簡易抹消申請の意思表示、および投 資家全体の承諾等の情報を 45 日間、一般に 開示しなければなりません(第2条第2項)。 登記機関への実際の申請は、開示期間満了後 となります。簡易抹消の条件に合致し、開示 期間中に異議の提出がなかった企業につい ては、登記機関により3営業日以内に法に基 づいて簡易抹消許可の決定が下されます(同 上)。

提出資料も簡略化されています。①「申請書」、②「指定代表もしくは共同委託代理人の授権委託書」、③「全投資家の承諾書」、④営業許可証の原・副本、以上の提出で申請が可能となります。ただし、人民法院により強制的に清算を終結させられた、もしくは破産手続を終結させられた企業は、それぞれその裁定も提出しなければなりません。

【図表】企業簡易抹消登記申請の適用・不適用企業

営業許可証を取得後に経営活動を展開していない有限 責任会社

抹消登記申請以前に債権・債務が生じていない、もし くは債権・債務の清算が完了している有限責任会社

非会社企業法人

個人独資企業

パートナーシップ企業

国家が規定、実施する参入特別管理措置に係わる外商 投資企業

企業経営異常名簿、もしくは重大違法信用喪失企業名 簿に組み入れられた企業

持分(投資権益)に凍結、質権設定もしくは動産への 抵当等の状況が存在する企業

立件調査中、行政の強制措置・司法協力が採られている、行政処罰が課されている等の状況がある企業

企業が所属する非法人分支機構が抹消登記を行ってい ない企業

かつて簡易抹消手順を終了させられた企業

法律、行政法規もしくは国務院が決定した規定で、登 記抹消前に批准を経る必要がある企業

簡易抹消が適用されないその他の状況のある企業

(『253号指導意見』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

適用範囲に含まれる企業は、『253 号指導意見』付属文書³の申請書を使用して登記機関に簡易抹消手 続を申請することが可能です。

*

『253 号指導意見』の詳細は、3ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

³ 「付属文書」(『253号指導意見』)は、以下のURLよりダウンロードできます。

[⇒] http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201612/t20161229_173811.html

(中国語原文)

国家工商行政管理总局 工商企注字〔2016〕253 号 工商总局关于全面推进企业简易注销登记改革的指导意见

各省、自治区、直辖市工商行政管理局、市场监督管理部门:

为进一步深化商事制度改革, 完善市场主体退出机制, 根据《国务院关于促进市场公平竞争维护市场正常秩序的若干意见》(国发〔2014〕20号)、《国务院关于印发 2016 年推进简政放权放管结合优化服务改革工作要点的通知》(国发〔2016〕30号), 自 2017年3月1日起, 在全国范围内全面实行企业简易注销登记改革。现就推进企业简易注销登记改革, 实现市场主体退出便利化, 提出如下意见:

一、持续深化商事制度改革,充分认识推进企业简易注销登记改革的重大意义

深化商事制度改革,是党中央、国务院作出的重大决策,是在新形势下全面深化改革的重大举措。2014年3月1日以来,注册资本登记制度改革在全国范围内全面实施。通过改革,还权于市场、还权于市场主体,大幅度降低了企业设立门槛,极大地激发了市场活力和社会投资热情,市场主体数量快速增长。市场准入高效便捷的同时,退出渠道仍然不畅。根据现行法律规定,注销企业程序复杂、耗时较长,一定程度上影响了市场机制效率。

2015年以来,一些地方开展了企业简易注销登记改革试点,让真正有退出需求、债务关系清晰的企业快捷便利退出市场,重新整合资源,享受到商事制度改革的红利。企业简易注销登记有助于提升市场退出效率,提高社会资源利用效率;有助于降低市场主体退出成本,对于进一步提高政府效能,优化营商环境,持续激发市场活力,释放改革红利具有重要意义。

各地要充分认识全面推进企业简易注销登记改革的重大意义,在坚持"便捷高效、公开透明、控制风险"的基本原则基础上,对未开业企业和无债权债务企业实行简易注销登记程序。要兼顾依法行政和改革创新,按照条件适当、程序简约的要求,创新登记方式,提高登记效率;公开办理企业简易注销登记的申请条件、登记程序、审查要求和审查期限,优化登记流程;强化企业的诚信义务和法律责任,加强社会监督,保障交易安全,维护公平竞争的市场秩序。

二、规范简易注销行为,为企业提供便捷高效的市场退出服务

(一)明确适用范围,尊重企业自主权。

贯彻加快转变政府职能和简政放权改革要求,充分尊重企业自主权和自治权,对领取营业执照后未开展经营活动(以下称未开业)、申请注销登记前未发生债权债务或已将债权债务清算完结(以下称无债权债务)

的有限责任公司、非公司企业法人、个人独资企业、合伙企业,由其自主选择适用一般注销程序或简易注销程序。 程序。

企业有下列情形之一的,不适用简易注销程序:涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业;被列入企业经营异常名录或严重违法失信企业名单的;存在股权(投资权益)被冻结、出质或动产抵押等情形;有正在被立案调查或采取行政强制、司法协助、被予以行政处罚等情形的;企业所属的非法人分支机构未办理注销登记的;曾被终止简易注销程序的;法律、行政法规或者国务院决定规定在注销登记前需经批准的;不适用企业简易注销登记的其他情形。

人民法院裁定强制清算或裁定宣告破产的,有关企业清算组、企业管理人可持人民法院终结强制清算程序的裁定或终结破产程序的裁定,向被强制清算人或破产人的原登记机关申请办理简易注销登记。

(二)简化登记程序,提高登记效率。

企业申请简易注销登记应当先通过国家企业信用信息公示系统《简易注销公告》专栏主动向社会公告 拟申请简易注销登记及全体投资人承诺等信息(强制清算终结和破产程序终结的企业除外),公告期为 45 日。登记机关应当同时通过国家企业信用信息公示系统将企业拟申请简易注销登记的相关信息推送至同级 税务、人力资源和社会保障等部门,涉及外商投资企业的还要推送至同级商务主管部门。公告期内,有关利 害关系人及相关政府部门可以通过国家企业信用信息公示系统《简易注销公告》专栏"异议留言"功能提 出异议并简要陈述理由。公告期满后,企业方可向企业登记机关提出简易注销登记申请。

简化企业需要提交的申请材料。将全体投资人作出解散的决议(决定)、成立清算组、经其确认的清算报告等文书合并简化为全体投资人签署的包含全体投资人决定企业解散注销、组织并完成清算工作等内容的《全体投资人承诺书》(见附件 1)。企业在申请简易注销登记时只需要提交《申请书》《指定代表或者共同委托代理人授权委托书》《全体投资人承诺书》(强制清算终结的企业提交人民法院终结强制清算程序的裁定,破产程序终结的企业提交人民法院终结破产程序的裁定)、营业执照正、副本即可,不再提交清算报告、投资人决议、清税证明、清算组备案证明、刊登公告的报纸样张等材料(企业登记申请文书规范和企业登记提交材料规范(2015 年版)已相应修订)(见附件 2)。

登记机关在收到申请后,应当对申请材料进行形式审查,也可利用国家企业信用信息公示系统对申请简易注销登记企业进行检索检查,对于不适用简易注销登记限制条件的申请,书面(电子或其他方式)告知申请人不符合简易注销条件;对于公告期内被提出异议的企业,登记机关应当在3个工作日内依法作出不予简易注销登记的决定;对于公告期内未被提出异议的企业,登记机关应当在3个工作日内依法作出准予简易注销登记的决定。

(三)明晰各方责任,保护合法权利。

企业应当对其公告的拟申请简易注销登记和全体投资人承诺、向登记机关提交材料的真实性、合法性负责。《全体投资人承诺书》是实施监督管理的依据。企业在简易注销登记中隐瞒真实情况、弄虚作假的,登记机关可以依法做出撤销注销登记等处理,在恢复企业主体资格的同时将该企业列入严重违法失信企业名单,并通过国家企业信用信息公示系统公示,有关利害关系人可以通过民事诉讼主张其相应权利。

对恶意利用企业简易注销程序逃避债务或侵害他人合法权利的,有关利害关系人可以通过民事诉讼,向投资人主张其相应民事责任,投资人违反法律、法规规定,构成犯罪的,依法追究刑事责任。

三、加强组织保障,确保企业简易注销登记改革各项工作的有序开展

(一)加强组织领导。

各地要切实加强组织领导,周密安排部署,明确职责分工,注重加强与法院、检察、人力资源和社会保障、 商务、税务等部门信息沟通,做好工作衔接,确保改革各项举措的有序开展、落地生根。

(二)完善制度措施。

已经开展企业简易注销登记改革试点的地方,要做好改革举措实施评估和跟踪调查工作,在本指导意见框架下及时调整完善相关制度措施和工作流程。尚未开展试点的地方,要认真按照指导意见要求制定企业简易注销登记内部工作制度和工作流程,编制企业简易注销登记告知单、办事指南等材料。

(三)强化实施保障。

各地要依托现代信息技术,及时改造升级企业登记业务系统软件,增加企业简易注销登记和简易注销登记限制条件的自动提示功能,完善国家企业信用信息公示系统相应功能,做好与有关部门的信息共享工作,切实强化实行企业简易注销登记的网络运行环境、办公设备、经办人员以及经费等保障工作。

(四)开展业务培训。

各地要有组织、有计划、分步骤开展对相关人员的业务培训,帮助相关人员深入理解企业简易注销登记的意义,全面掌握有关改革具体规定、材料规范、内部工作流程,熟练操作登记软件,为改革的全面实施打好基础。

(五)注重宣传引导。

各地要充分利用广播、电视、报刊、网络等各种媒介做好企业简易注销登记改革的宣传解读,提高政策知晓度和社会参与度。引导公众全面了解自主选择企业简易注销登记带来的便利和对应的责任,及时解答和回应社会关注的热点问题,努力营造全社会理解改革、支持改革、参与改革的良好氛围。

请各地按照《企业简易注销登记改革信息化技术方案》(随后下发)做好国家企业信用信息公示系统和企业登记业务系统软件的改造升级,确保 2017 年 3 月 1 日起全面执行本指导意见。各地在实行企业简易注销登记改革中遇到的新情况、新问题,要注意收集汇总,及时上报总局企业注册局。

附件:1. 全体投资人承诺书(略)

2. 企业登记申请文书规范和企业登记提交材料规范(2015年版)修订部分(略)

工商总局 2016 年 12 月 26 日

【ご注意】

- 1. 法律上、会計上の助言:本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 秘密保持:本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 著作権:本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 免責:

- (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証する ものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。 また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
- (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する 必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本 資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。